

災害時要援護者

市では、平成22年3月に「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を策定し、災害時の避難に手助けが必要なかた(災害時要援護者)も無事に避難できる地域づくりを支援しています。

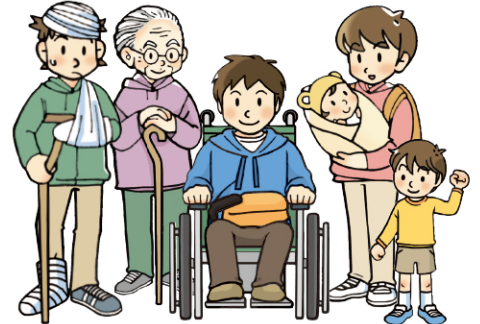
災害時要援護者(避難支援対象者)とは

高齢者や障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児など、災害情報の入手や避難に助けが必要なかたです。

「避難支援対象者名簿」に登録しましょう

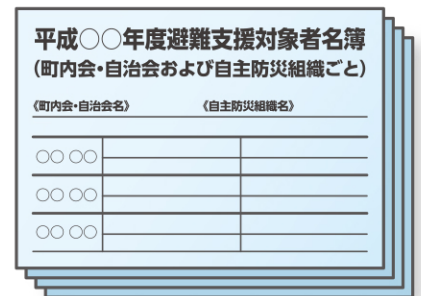
避難支援が必要なかたは名簿に登録をお願いします。

災害時に家族だけでは避難することができない、又は家族などの支援を受けられない状況にあるかたを、市が作成する「避難支援対象者名簿」に登録しています。登録については、同意書の提出が必要ですので、民生委員か地域福祉推進室(電話888-5661、ファクス888-5658)へご連絡ください。



地域に名簿等を提供しています

登録していただいた災害時要援護者の名簿(避難支援対象者名簿)を地域に提供し、支援体制づくりを進めています。また、秋田市災害対策基本条例に基づき、市と地域で覚書を取り交わした上で、特に支援が必要なかたの情報(住所・氏名・年齢・性別)を、お住まいの地区の町内会長、自主防災組織の代表、民生委員にお知らせしています。



地域で名簿を活用して取り組みましょう

市から情報提供された「避難支援対象者名簿」を活用し、支援者や緊急時の動きを決めておくなど、災害時に手助けが必要なかたの支援体制づくりを進め、地域の防災力を高めていきましょう。

実際の災害発生時の対応

高齢者・障がい者・傷病者・妊産婦・乳幼児・児童など、災害時に正確・迅速な行動をとりにくいかたたち(災害時要援護者)を災害から守るために、みなさんと協力できるようにしましょう。

高齢者や病人

複数の介助者で対応しましょう。急を要するときは、ひもなどを使って背負い、安全な場所へ避難しましょう。



肢体の不自由な人

それぞれの人に適した誘導方法を確認しましょう。車椅子の場合は、階段では必ず3人で協力します。上がるときは前向きに、下るときは後ろ向きにして恐怖感を与えないように配慮しましょう。



目の不自由な人

「お手伝いしましょうか」などと、まず声をかけましょう。話かけるときは、はっきりゆっくり、大きな声で。誘導するときは、杖を持っていない方のひじのあたりを軽く触れるか、腕を貸して、半歩前くらいをゆっくり歩きましょう。



耳の不自由な人

話すときは、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。口頭でわからないようであれば、紙とペンで筆談しましょう。紙やペンがなければ、相手の手のひらに指先で字を書いて筆談します。

